

重 要 性 分 類 Ⅱ

平成 30 年 5 月 29 日

池田クリニック院長 様

熊本県社会保険診療報酬請求書審査委員会

前略、先日（平成 30 年 5 月 2 日付け）、熊本支部の審査委員会より審査連絡文書をお送りしておりますが、その内容につきまして、再度、5 月の審査委員会で協議をいたしましたので、これまでの経緯を含めまして下記の通りご連絡申し上げます。

記

1 平成 29 年 12 月 23 日 面接懇談の内容

性同一性障害に対するホルモン補充療法は、現時点では、保険診療は認められないとなっておりますが、性別適合手術が、今後保険診療で認められる方向で検討されるという状況、社会通念の変化及び人権等を考慮し、厚労省から明確に文書では示されていませんが、熊本支部においては、認める方向にしたいと考えております。

しかし、実態を確認するために①性同一性障害の傷病名、②性別適合手術の有無又は戸籍変更の有無、③ホルモン測定値をレセプトへ記載することより、保険診療として認めることを審査委員会で決定しました。

2 平成 30 年 4 月 24 日 審査委員会の協議内容

平成 30 年 3 月 30 日付けの事務連絡、疑義解釈の送付について（その 1）の間 199（内容は省略）及び 4 月に基金本部で行われた診療報酬改定説明会の質疑応答「性同一性障害に対して手術が保険適応となったが、手術後のホルモン療法に使用する薬剤等も保険適応となるのか。」という質疑に対して、厚労省からの回答は、「性同一性障害に対するホルモン製剤の投与については、従前のおり保険適応外となる。」と文書で明確に示されました。

その通知を受け、保険者からの再審査請求増加も懸念され、審査委員会において熊本支部の取扱いを再度協議する必要が生じました。

協議の結果、性同一性障害（戸籍変更者）に対するホルモン製剤の投与について、文書で明確に示されたのであれば、熊本支部の審査委員会としては、やむなく保険適応外という取扱いに変更することとなりました。（平成 30 年 4 月診療分から変更）

従いまして、以前、池田先生と面接懇談を行った時の内容と方針が異なりましたので、文書連絡を申し上げました。

3 平成 30 年 5 月 17 日 池田先生より電話受

池田先生から、厚労省保険局医療課の見解をいただきましたので、基金本部より厚労省保険局医療課へ考え方を確認いたしました。

4 平成 30 年 5 月 21 日 基金本部より電話受

基金本部より、厚労省保険局医療課の考え方について連絡がありました。

「性同一性障害に対するホルモン療法は、元来、添付文書の効能効果に記載はない。

しかし、今まで、性腺機能低下不全等の症例で認めてきたのであれば、それは個々の症例に対する審査委員会の判断だと思われる。今回の改正やこの事務連絡をもってこれまでのホルモン療法の取扱いを変更したわけではない。」という考え方でした。

5 平成 30 年 5 月 28 日 審査委員会の協議内容

4 月の審査委員会においては、今まで、厚労省から示されなかった文書が明確に示されたことに伴い、「その事務連絡をもって保険診療は認めない。」と取扱いを変更しました。

しかし、5 月 21 日の厚労省の考え方を審査委員会で再度図った結果、「今回の改正やこの事務連絡をもってこれまでのホルモン療法の取扱いを変更したわけではない」との回答を踏まえ、大きな方針を変更しないという結論に至りました。

したがって、従前どおり、レセプトに記載された内容から、個々の症例に応じ審査決定を行いますので、上記内容を踏まえ、今後の保険請求をお願い申し上げます。

以上